

標準処理期間の設定について

令和4年4月1日

仙台市農業委員会は、農地法第3条、第4条及び第5条の許可等に関する事務処理について、以下のとおり標準処理期間を定めています。

許可申請等の根拠法令		標準処理期間		
法令名	条項			
農地法(昭和27年法律第229号)	第3条	20日間(※2)		
	第4条・第5条(※1)	許可申請に係る面積が3,000㎡以下の場合	下記以外の場合	20日間(※2)
			農業委員会が宮城県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴く必要があると認めた場合	30日間(※2)
		許可申請に係る面積が3,000㎡を超え40,000㎡以下の場合		30日間(※2)
		許可申請に係る面積が40,000㎡を超える場合		35日間(※2、4)
土地改良法(昭和24年法律第195号)	第3条第1項第2号	10日間(※2)		
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律(平成元年法律第58号)	第3条第1項	40日間(※3)		
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律施行令(平成元年政令第258号)	第4条第1項	40日間(※3)		

- ※1 複数の許可申請が事業の目的を共通にするときは、当該申請に係る面積を合算した面積で標準処理期間を適用します。
- ※2 標準処理期間は、申請締切日(毎月10日、10日が閉庁日に当たる場合はその直前の開庁日)の翌日から起算します。
- ※3 標準処理期間は、申請が農業委員会の事務所に到達した日の翌日から起算します。
- ※4 許可申請から宮城県知事あて進達までの標準処理期間です。

なお、標準処理期間の算定に当たっては、次に掲げる日数は算入しないものとします。

- (1) 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に掲げる期間に係る日数
- (2) 申請者の記載事項に不備のある申請その他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請について、補正を求めた場合における当該補正に要した日数
- (3) 申請の処理の途中において申請者が申請の内容を変更した場合における当該変更に必要な日数